

H30 診療報酬改定にかかる特別初診料等（特定療養費）の額の改定について

飯田市立病院

平成 30 年度の診療報酬改定により、紹介状がなく受診した場合 5,000 円以上の定額負担が必要になります。

ただし、救急の患者さん、公費負担医療の患者さん、特定健診・がん検診等の結果により精密検査の指示があった患者さんには定額負担はありません。

平成 28 年度から大病院（500 床以上）に上記の負担が適用されていましたが、平成 30 年度からは 400 床以上の地域医療支援病院にも義務づけられることになりました。

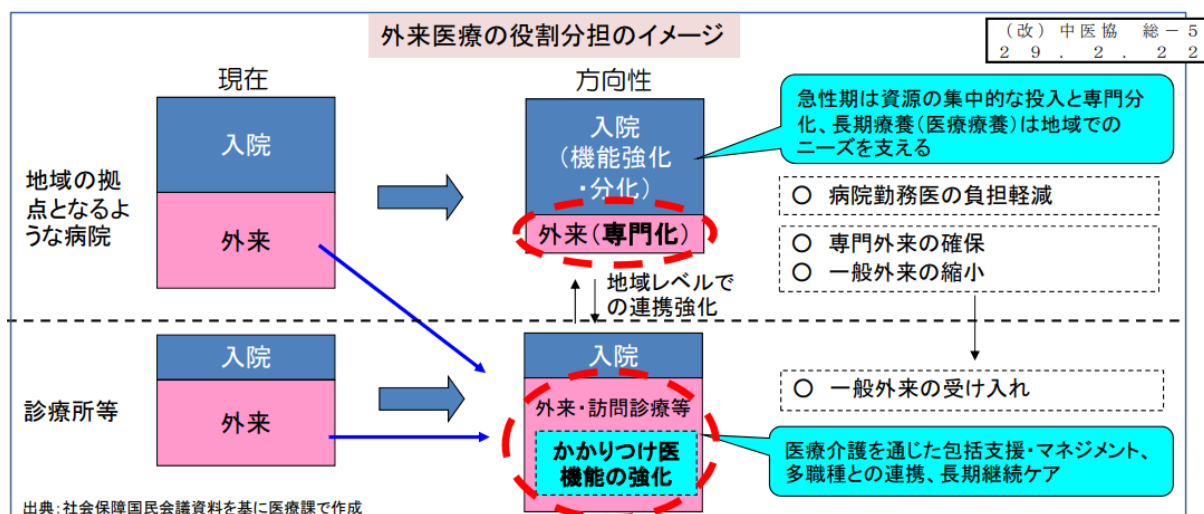
また、外来医療の役割分担については、以下の方向性が示されています。

今後とも、地域の皆様に「かかりつけ医」を持っていただくよう広報するとともに、紹介・逆紹介などにより地域内の連携を一層進め、より専門的な検査や治療、入院や救急、周産期などに傾注することで地域内の役割分担を進めていきます。

外来医療の今後の方向性(イメージ)

社会保障制度改革国民会議報告書(H25年8月6日)抜粋

- 新しい提供体制は、利用者である患者が大病院、重装備病院への選好を今の形で続けたままでは機能しない
- フリーアクセスの基本は守りつつ、限りある医療資源を効率的に活用するという医療提供体制改革に即した観点からは、医療機関間の適切な役割分担を図るため、「緩やかなゲートキーパー機能」の導入は必要
- 大病院の外来は紹介患者を中心とし、一般的な外来受診は「かかりつけ医」に相談することを基本とするシステムの普及、定着は必須
- 医療の提供を受ける患者の側に、大病院にすぐに行かなくとも、気軽に相談できるという安心感を与える医療体制の方が望ましい



1 改正内容

選定療養費の改正

(単位：円 消費税を含む)

	改正前	改正後
特別初診料	2,160	5,400
特別再診料	運用なし	2,700

2 改正時期

平成 30 年 10 月 1 日 (予定)

3 今後のスケジュール

4～9月 広報いいた、ホームページ、院内掲示、病院ニュース等による周知

(外来受診のイメージ図)

